

○美咲町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年3月22日

規則第109号

(趣旨)

第1条 この規則は、美咲町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成17年美咲町条例第177号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(供用開始の告示)

第2条 町長は施設の供用を開始しようとするときは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 供用を開始する施設の地区名並びに処理場の名称及び位置
- (2) 供用開始の年月日
- (3) 下水の処理を開始する年月日

(排水設備等の申請)

第3条 条例第8条並びに第9条の規定により、排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは次に定めるところによらなければならない。

- (1) 排水施設に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては、排水施設の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備（以下この条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水施設にあっては排水施設以外の施設で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、排水施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、町長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水管の断面積は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管の延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位 人）	排水管の内径 （単位 ミリメートル）	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

(排水設備の設置及び構造の基準)

第4条 排水設備の設置及び構造の基準は、次の各号に定めるところによる。ただし、土地の状況、その他の理由により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 管渠

ア 管渠の構造は、暗渠式とする。

イ 暗渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の2以上とすること。

ウ 管渠の土被りは、公道内では60センチメートル以上、私道内では40センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上を基準としなければならない。

(2) ます又はマンホール

ア 暗渠の起点、終点、集合点及び屈曲又は内径若しくは種類を異にする暗渠の接続箇所又は勾配が著しく変化する箇所に設置すること。ただし、掃除又は検査の容易な場所には枝付管又は曲管を用いることができる。

イ 暗渠の直線部にはその内径120倍以内の間隔に設置しなければならない。

ウ ますの底部は、集合又は接続する管渠の内径に応じてインバートを設けなければならない。

エ ます又はマンホールには密閉型を設けなければならない。

(3) ごみよけ装置

排水設備の流通を妨げる固形物（し尿を除く。）を排出するおそれのあるものの流出口には1センチメートル以下の孔眼のある鉄格子又は金網を取り付けなければならない。

(4) 防臭装置

暗渠の終点部付近その他必要な箇所には防臭装置を設けなければならない。防臭装置は、容易に内部を検査又は掃除し得るような構造にしなければならない。

(5) 油脂しや断装置

油脂類を多量に排出する箇所には、油脂しや断装置を設けなければならない。

(6) 沈砂装置

土砂を多量に排出する箇所には、沈砂装置を設けなければならない。

(7) 材料及び構造

管渠その他附属設備は、塩化ビニール管、陶器、コンクリート、れんが、その他の耐水性のものを用い、不浸透耐久構造にしなければならない。

(排水設備等の計画の承認)

第4条の2 条例第9条の規定により、排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合することについて、排水設備工事承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規

定による町長の承認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を町長に届け出ることをもって足りる。

(工事の完了及び検査済証)

第5条 条例第10条第2項の規定により排水設備工事が完了したときは、速やかに排水設備工事完了届(様式第2号)を町長に提出して、その検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の検査に合格した者に対して排水設備検査済証(様式第3号)を交付するものとする。

(使用開始等の届出)

第6条 使用者は、排水設備の使用の開始、休止若しくは廃止又は再開の届出をしようとするとき、又は使用者の変更の届出をしようとするときは、農業集落排水施設使用開始等届出書(開始・休止・廃止・名義変更)(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(使用料の減免申請)

第7条 条例第18条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、排水処理施設使用料減免申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の申請があつたときは、その適否を決定し、排水処理施設使用料減免決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の納期)

第8条 使用料の納期は、次のとおりとする。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
納期	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日	3月末日	4月末日

2 町長は特別な事情がある場合において、前項の納期により難しいと認められるときには、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(納入通知書)

第9条 条例第15条第2項に規定する納入通知書は、下水道使用料納入通知書(様式第7号)によるものとする。

(管理の委託)

第10条 町長は、条例第19条の規定により、維持管理業者に維持管理委託契約を結ぶことができる。

(委託条件)

第11条 維持管理業者は、施設の設置目的の達成に努めるとともに、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 施設を良好に維持し、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)による水質規制及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)による規定を厳守すること。

(新規加入)

第12条 条例第15条第4項の規定による施設の供用開始後において新たに受益者又は使用者となる場合にあっては、新規加入申込書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。この場合において、受益者とは、区域内に居住しようとする建築物の所有者で使用者以外のものをいう。

2 前項の規定により新規に加入をしようとする者(以下「新規加入者」という。)は、美咲町農業集落排水事業分担金徴収条例(平成17年美咲町条例第176号)の規定により、施設の供用開始時に加入分担金を納付しなければならない。

3 新規加入に伴う枝管工事の施行については、美咲町下水道工事競争入札参加業者選定要綱(平成17年美咲町訓令第77号)に基づき決定された業者とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の柵原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成15年柵原町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年7月1日規則第177号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月4日規則第2号)

この規則は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成25年3月18日規則第9号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第21号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条の2関係)

年 月 日

美咲町長 様

申請者 住 所
氏 名
TEL

排水設備(新設、増設、改築、撤去)工事承認申請書

美咲町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第9条の規定により、次のとおり申請します。

設 置 場 所	美咲町
使 用 者	住所
	氏名
土 地 所 有 者	住所
	氏名
家 屋 所 有 者	住所
	氏名
工 事 内 容	新設 増設 改築 撤去 その他()
使 用 水	水道水 井戸水 その他()
排 水 戸 数	戸
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
指 定 工 事 店 名	住所
	氏名
備 考	

排水設備工事設計図書、見取図、平面図、縦断図、構造詳細図を添付のこと。

添付1(第4条の2関係)

排水設備工事設計図書

申請者	住所		許可番号	第 号		
	氏名		許可年月日	年 月 日		
	設置場所	美咲町	排水設備工事	新設 改築		
	敷地面積		水洗便所個数	大便器 個 小便器 個		
指定工事店		給水装置工事				
責任技術者名		公共ますの有無	有 無			
名称		形状・寸法	数量	単価	金額	備考
水洗便所工事	型			円	円	
	型					
	型					
	型					
	型					
	小計					
排水	排水管					
水	ます					
工 事	洗面器具 手洗器具 トラップ類等					
小計						

名 称	形状・寸法	数量	単 価	金 額	備 考
処 理 仕 上 工 事	便 槽 処 理		円	円	
	浄 化 槽 処 理				
	大 便 所 処 理				
	小 便 所 処 理				
	小 計				
雑 工 事					
	小 計				
除 害 施 設	油 脂 遮 断 施 設				
	洗 砂 処 理 施 設				
	小 計				
給 水 工 事					
小 計					
諸 経 費					
調 査 設 計 費					
運 搬 費					
合 計					
消 費 税					
工 事 費 計					
竣 工 検 査	年 月 日	検 査 員 名			

- ・位置図には、申請地及び隣接地を表示すること。
- ・平面図は、縮尺200分の1以上とし次の事項を記載すること。ただし、土地が広いときは500分の1まで縮小することができる。
- ・配管設計図は、縮尺20分の1から50分の1とすること。
- ・他人の土地又は排水設備を利用しようとするときは、その者の同意書を添付すること。

様式第2号(第5条関係)

排水設備工事完了届

年 月 日

美咲町長 様

届出人住所
氏名
指定工事店住所
氏名

年 月 日付けで許可されました次の工事について、年 月 日完了しましたから、検査くださいますようお願いします。

設 備 場 所	
工 事 区 分	新設、増設、改築、撤去
許 可 年 月 日 許 可 番 号	年 月 日 工事許可第 号
完 了 年 月 日	年 月 日

様式第3号(第5条関係)

排水設備検査済証

年度	番号
第	号
下水道排水設備検査済証	
美 咲 町	

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

美咲町長 様

使用者 住 所
氏 名

農業集落排水施設使用開始等届出書
(開始・休止・廃止・名義変更)

美咲町農業集落排水施設の使用を(開始・休止・廃止・名義変更)したので、次のとおり届け出ます。

記

設 置 場 所	美咲町
開 始 等 年 月 日	年 月 日 開始・休止・廃止・名義変更
使 用 水 の 種 類	水道水・井戸水・水道水と井戸水併用・その他()
使 用 区 分	営業・その他()
使 用 人 数	人
町水道使用者氏名	
休止・廃止の理由	家屋滅失・移転・その他()
旧 使 用 者 (名義変更の場合)	住所 氏名
備 考	

様式第5号(第7条関係)

排水処理施設使用料減免申請書

年 月 日

美咲町長 様

住 所

氏 名

美咲町農業集落排水事業処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

排水設備設置場所	美咲町	番地
受益者番号	—	確認番号
現在の使用料	年度	月分 円
減免を受けようとする理由		
備 考		

※この欄以下は記入しないでください。

調査 年 月 日

決定 年 月 日 減免する 減免しない

決定金額 円

(調査事項記入欄)

様式第6号(第7条関係)

排水処理施設使用料減免決定通知書

年 月 日

様

美咲町長

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免について次のとおり決定したので、美咲町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

排水設備設置場所	美咲町	番地
受益者番号	—	確認番号
決定事項	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 却下	
法定理由		
決定後納付額	円	
備考		

<p style="text-align: center;">美咲町排水処理施設使用料納入通知書兼領収証書</p> <p style="text-align: right;">年度 期分</p> <p style="text-align: center;">下記の金額を 年 月 日 までに納めてください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">美咲町長 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>徴収番号</th> <th>集金区分</th> <th>処理区分</th> <th>領収印</th> </tr> <tr> <td>料金区分</td> <td>下水料金</td> <td>円</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">左記の金額を領収しました。 美咲町会計管理者</td> </tr> <tr> <td>世帯人員</td> <td>人員割料金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>使用水量</td> <td>消費税</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(注)領収証書は後日の証拠書になりますから大切に保存してください。(5年間保存)</p>	徴収番号	集金区分	処理区分	領収印	料金区分	下水料金	円	左記の金額を領収しました。 美咲町会計管理者	世帯人員	人員割料金	円	使用水量	消費税	円		合計	円				<p style="text-align: center;">美咲町排水処理施設使用料領収済通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> </div> <p style="text-align: center;">年度 月分 納期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>徴収番号</th> <th>集金区分</th> <th>処理区分</th> <th>領収印</th> </tr> <tr> <td>料金区分</td> <td>下水料金</td> <td>円</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">左記のとおり納付します。 美咲町 会計管理者様</td> </tr> <tr> <td>世帯人員</td> <td>人員割料金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>使用水量</td> <td>消費税</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	徴収番号	集金区分	処理区分	領収印	料金区分	下水料金	円	左記のとおり納付します。 美咲町 会計管理者様	世帯人員	人員割料金	円	使用水量	消費税	円		合計	円			
徴収番号	集金区分	処理区分	領収印																																						
料金区分	下水料金	円	左記の金額を領収しました。 美咲町会計管理者																																						
世帯人員	人員割料金	円																																							
使用水量	消費税	円																																							
	合計	円																																							
徴収番号	集金区分	処理区分	領収印																																						
料金区分	下水料金	円	左記のとおり納付します。 美咲町 会計管理者様																																						
世帯人員	人員割料金	円																																							
使用水量	消費税	円																																							
	合計	円																																							

この納付書は直接機械に読みこませますので折ったりホツチキス止めしないでください。

様式第8号(第12条関係)

新規加入申込書

年 月 日

美咲町長 様

(申請者)住 所
氏 名

美咲町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第12条の規定により
申し込みます。

受益建築物の所在	美咲町	番地
使用者氏名 連絡先	() ()—()	
使用口数	口	使用人数 人
排水区分	<input type="checkbox"/> 家事用 <input type="checkbox"/> 家事、営業併用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> その他	
加入年月日	年 月 日から	
備 考		

(添付書類)

- (1)位置図(2500分の1)
- (2)地籍図(500分の1)

様式第1号 (第4条の2関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第12条関係)